

# 意見書

平成24年7月26日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんぼんにごう  
住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏名 KDDI株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし  
代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年6月26日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

(別紙)

今回設定された光ファイバ接続料に係るエントリーメニュー(以下、「本メニュー」と言う。)は、設備ベースの競争を維持しながら、新規参入事業者の負担を減じることにより、競争が進んでいないエリアにおける新規参入を促す目的で導入されるものであり、ユーザーの利用環境向上に繋がるため、有効であると考えます。

なお、本メニューは、本年3月29日付情報通信行政・郵政行政審議会答申にあるとおり、光配線区画の拡大・見直しが行われるまでの補完的措置とされており、NTT東・西も、光配線区画の拡大・見直しが完了した際に本メニューの受付を停止する予定であると表明しています。

しかしながら、具体的にどの配線区画についてどのような見直しを行ったことをもって光配線区画の適正化が完了したと判断するのか、基準が事前に明らかになっていないことから、光配線区画の適正化が十分に行われないうまま、エントリーメニューも終了し、全国でFTTH市場における競争が後退してしまうおそれがあります。

光配線区画の適正化の方法について、NTT東・西は、主に接続事業者向けに新たな配線区画を設定することで対応するとしており、NTT東・西が自ら利用する光配線区画(以下、「既存光配線区画」と言う。)については、需要が疎なエリアで適宜適正化を行っていくと公言しているのみです。FTTH市場の競争を促進するためには、全国でシェアアクセスの収容率を高めていくことが不可欠であることから、光配線区画の適正化の検証は、全国における既存光配線区画も含めて行われるべきです。

既存光配線区画の適正化については、対象となる区画や時期が示されていない状況であることから、NTT東・西においては、ユーザーニーズを踏まえて実施スケジュール等の情報を迅速かつ具体的に開示すべきあり、総務省においては、接続委員会等の公の場において四半期毎に光配線区画の適正化状況等について検証し、不十分な場合には、是正措置を講じるべきと考えます。

その際、既存光配線区画については、本来はシェアアクセスの対象になり得ない中規模マンション(主に4階建て以上の建物)や、1つの配線区画を占める大規模マンションの世帯数がカウントされているなど、NTT東・西が表明している光配線区画当たりの世帯数(※)が実際には確保されておらず、現在もカバー世帯の少ない配線区画が存在していることを考慮し、これらが適正化されているかを十分検証する必要があります。

※NTT東日本は約50世帯、NTT西日本は約40世帯と公言している。

以上